

女性の職業選択に資する情報の公表について

《特定事業主行動計画策定時》

1 採用した職員に占める女性職員の割合

（各年 4 月 1 日採用）

【正職員】

区分		27 年度	
		採用者数	割合
男 性		31	73.8%
女 性		11	26.2%
合 計		42	100.0%
【内 訳】			
一般 行政職	男性	23	74.2%
	女性	8	25.8%
	合計	31	100.0%
保健師	男性	0	0.0%
	女性	3	100.0%
	合計	3	100.0%
保育士	男性		
	女性		
	合計		
消防職	男性	8	100.0%
	女性	0	0.0%
	合計	8	100.0%
技能 職員	男性		
	女性		
	合計		

【臨時職員・嘱託職員（週20時間以上勤務の者）】

区分		27 年度	
		採用者数	割合
男 性		84	17.9%
女 性		385	82.1%
合 計		469	100.0%
【内 訳】			
一般 事務職	男性	83	21.3%
	女性	306	78.7%
	合計	389	100.0%

保育士	男性	1	1.7%
	女性	58	98.3%
	合計	59	100.0%
給食調理員	男性	0	0.0%
	女性	21	100.0%
	合計	21	100.0%

※採用割合は、小数点以下第2位以下を四捨五入したものである。

2 平均した継続勤務年数の男女の差異

(各年3月31日現在)

区分	27年度	
	人数	継続勤務年数
男性	541	19年9月
女性	255	25年2月

※継続勤務年数は、職員数（年度途中の退職者、任期の定めのある職員は除く。）で除した（小数点以下第2位以下を切り捨て）ものである。

3 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

(単位：時間)

	26年度
4月	15.5
5月	14.7
6月	11.3
7月	10.6
8月	9.2
9月	9.9
10月	12.6
11月	11.9
12月	9.6
1月	10.8
2月	10.5
3月	13.0

※職員一人当たりの時間数は、各年4月1日現在の職員数（時間外勤務手当が支給されない職員を除く。）で単純に除した（小数点第2位以下を四捨五入）ものである。

4 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

(各年4月1日現在)

区分	27年度	
	対象人数	割合
男性	129	86.6%
女性	20	13.4%
合計	149	100.0%

※ 管理的地位にある職員とは、課長相当職以上の職員とする。

※ 割合は、小数点以下第2位以下を四捨五入したものである。

5 各役職段階に占める女性職員の割合

(各年4月1日現在)

		27年度	
		人数	割合
部局長・ 次長相当職	男性	35	94.6%
	女性	2	5.4%
	合計	37	100.0%
本庁課長 相当職	男性	94	83.9%
	女性	18	16.1%
	合計	112	100.0%
本庁課長 補佐相当職	男性	112	78.9%
	女性	30	21.1%
	合計	142	100.0%
本庁係長 相当職	男性	21	91.3%
	女性	2	8.7%
	合計	23	100.0%

※ 割合は、小数点以下第2位以下を四捨五入したものである。

6 男女別の育児休業取得率

【正職員】

区分		26年度(新たに取得可能となった者)		
		対象人数	取得人数	取得率
男性		21	0	0.0%
女性		1	1	100.0%
【内 訳】				
一般 行政職	男性	11	0	0.0%
	女性	1	1	100.0%
保健師	男性	0	0	0.0%

	女性	0	0	0.0%
保育士	男性	0	0	0.0%
	女性	0	0	0.0%
消防職	男性	10	0	0.0%
	女性	0	0	0.0%
技能職員	男性	0	0	0.0%
	女性	0	0	0.0%

【臨時職員・嘱託職員（週20時間以上勤務の者）】

区分		26年度（新たに取得可能となった者）		
		対象人数	取得人数	取得率
男性		0	0	0.0%
女性		0	0	0.0%
【内 訳】				
一般事務職	男性	0	0	0.0%
	女性	0	0	0.0%
保育士	男性	0	0	0.0%
	女性	0	0	0.0%
給食調理員	男性	0	0	0.0%
	女性	0	0	0.0%

※ 取得率は、小数点以下第2位以下を四捨五入したものである。

7 男性職員の「妻の出産補助休暇」及び「育児参加休暇」取得率

区分	26年度
対象人数(A)	21
妻の出産補助休暇取得人数(B)	10
育児参加休暇取得人数(C)	5
両休暇とも取得した人数(D)	4
取得率 (B+C-D)/A	52.4%

※ 取得率は、小数点以下第2位以下を四捨五入したものである

妻の出産補助休暇：妻の出産に伴う入退院等の付添い、妻の出産の付添い、出生の届出をする場合〔2日の範囲以内（時間でも取得可）〕

育児参加休暇：妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日以後8週間を経過するまでの期間で、当該出生に係る子、又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき〔5日の範囲以内（時間でも取得可）〕